

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第27号, 103-110, 2017

自衛隊による生活再建の可能性

— 予備自衛官の活用について —

岡崎 幸友

**Possibility of living reconstruction by JSDF
- Utilization of Reserve Self-Defense Official -**

Yukitomo OKAZAKI

Abstract

The state is established by "national land, citizens, sovereignty". All state have the right not to be invaded these elements by other state. To protect this right, Japan organizes the Japan Self-Defense Forces. However, the main duty of the JSDF is national defense and protection of the people's lives is only done as necessary. But, if emergency occurs, the lives of the citizens fail, the national strength will decline. So "protection of the people" is an important mission for the JSDF. However, it is costly to always prepare. Therefore, this role is preferably not done by the regular self-defense official but by the Reserve Self-Defense Official who has the expert knowledge necessary for the protection of the people's lives. This will further enhance our defense capabilities. Therefore, we will consider expanding to the national qualification which has professional knowledge of living reconstruction in the examination division complemented by the Reserve Self-Defense Official.

Key words : JSDF, Living reconstruction, Reserve Candidate

キーワード : 自衛隊、生活再建、予備自衛官補

問題の所在

2011(平成23)年3月11日(金)14時46分に、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とした地震が

日本を襲った。地震の規模はマグニチュード9.0という観測史上例のない大きさであり、太平洋沿岸部では大津波が発生し、内陸部でも液状化現象などの甚大な被

害を被っている。その復興に向けては政府を筆頭に、官民併せて多くの組織、団体による支援活動が行われたが、真っ先に被災地に入り、中心となって救援活動に従事したのは自衛隊である。

防衛省は、発災4分後の14時50分には災害対策本部を設置し、現地の陸海空の各部隊に情報収集を命じて被害状況の分析に務めるなど、有事に対する危機管理能力の高さを証明した。また、被災道県知事からの要請に基づき、同日18時には、防衛大臣によって「大規模震災災害派遣命令（自行災命第3号）」が発出され、2011（平成23）年8月31日の「終結命令（自行災命第18号）」が発出されるまでの間に、延べ1,058万人の自衛官が救助活動に従事するなど、日本の国土と国民の安全を守るという使命を十二分に果たした、といえよう。

今回の震災救援活動は、自衛隊法第83条の「災害派遣」に基づき、津波に流された住民の救出や行方不明者の捜索、そして瓦礫の撤去などの作業に取り組み、復興への礎を築いた。加えて、例えば「行政機能が低下した被災自治体においてその機能を一部補完」（今井2012:66）するなど、その行動は広範囲にわたっている。つまり自衛隊の使命は、あらゆる事態に対して、遺漏なくかつ迅速に応答することであり、したがって十全な「防衛力」を確保することは、防衛省の務めであるといえよう。しかしながら、平時より厚い防衛力を保持し続けることは、効率的にも費用的にも好ましいことではない。そこで防衛省は、事態に応じた「防衛力」の増強に備えるために「予備自衛官制度」を設けている。このうち、専門的知識を必要とする領域で行動できる予備自衛官の確保を目的とした「予備自衛官補制度（技能公募）」がある。

「予備自衛官補制度（技能公募）」とは、有事の際には「予備自衛官」として任用するため、技術区分に定められた資格を有する者の登用を目的とした制度である。

東日本大震災への災害派遣では、常備自衛官に加えて延べ224名の予備自衛官が災害招集命令を受けて

行動している（笹本2011:60）が、そのうち延べ7名は、技術区分出身の予備自衛官であり、通訳や衛生業務などに従事し、常備自衛官の行動および任務を援護している（防衛省2012:74）。

今回の災害派遣で行動した常備自衛官の人数に比べれば、技術区分出身の予備自衛官の人数は比べようもない。しかし、有資格の予備自衛官が増員されれば、その有する専門知識に応じた後方援護が充実することとなり、日本の防衛力はさらに向上する。ただし、現在の予備自衛官補の「技術区分」は、常備自衛官の防衛活動の補完を目的として設けられているため、国民の生活支援の側面は弱いといわざるを得ない。いうまでもなく、国力の回復と国民生活の安定は車の両輪にあるのだから、防衛活動の補完に加え、被災民の生活支援ならびに常備自衛官とその家族への生活支援を範疇とした有資格者を予備自衛官として任用すれば、さらなる防衛力の強化を果たすことができるといえよう。

つまり、被災民の生活状況の整理や生活の再建、また常備自衛官の生活支援を担う資格保持者に予備自衛官補への道を開けば、結果として自衛法第3条に明記されている自衛隊が果たすべき任務をより深く完遂出来るようになる。

以上の点から本論は、有事における国民の生活支援を防衛活動の一環として捉え、その役割にふさわしい予備自衛官補の「技術区分」について検討することを目的としている。

しかし、国民の多くは「自衛隊」に接する機会はまだ少なく、自衛隊に関する報道を見る限り、その果たすべき役割や使命を正しく理解をしているとはいえない実情がある。そこでまずは「自衛隊」の組織形成の過程を通して、実際の行動と役割の理解を深めることから始めたい。

日本国における防衛組織について

日本国憲法の定めに基づいて戦力の保持を認めない日本は、万が一、仇なす敵にさらされた場合を想定して、

日本国民と国土を守るために「自衛隊」を組織している。ただし「自衛隊」は軍隊ではないため、国際紛争を解決するための手段としての交戦権は認められておらず、その行動は憲法並びに関連法律の定める範囲内に限定され、あくまでも武力攻撃に対する「専守防衛」を旨としている。しかし、集団的自衛権の行使が容認されるなど、単純な「自衛組織」としてのみ語ることはできない。

では「自衛隊」とはどのような組織であるのか。自衛隊設立までの歴史を振り返ることで、日本の防衛戦略について、本論でのスタンスを明らかにしておきたい。

自衛隊誕生の背景と現在への系譜

「自衛隊」は、1954（昭和29）年に施行された自衛隊法に根拠を持つ組織であるが、その前身は、1950（昭和25）年6月25日に北朝鮮軍の侵攻によって開戦した朝鮮戦争の跳弾を防ぎ、国民および領土の保全と海上保安力の向上を目的に設置された「警察予備隊」にある。

大東亜戦争の敗戦により、GHQの占領政策下にあった日本は、軍国主義国家の解体と民主国家の建設を進めていたが、一方で、共産圏の台頭などにより国際情勢は混沌としており、アメリカにとっての日本は、共産圏域に対する護岸としての期待が徐々に高かまることになる。そのため戦勝国による敗戦国の軍事力の取り扱いは不透明となり、日本の「軍事力」確保が検討課題に上がっている。

そのような情勢の中で朝鮮戦争が勃発し、東西勢力図の変動に危機感を抱いたアメリカ陸軍省が、日本に「再軍備」を要請したことに対して、日本国憲法第9条に反しない範囲で出した回答が「警察予備隊」である。警察予備隊は、日本国内に駐留していたアメリカ軍が朝鮮半島へ出撃したことによって生じた軍事的空白を埋め、警察力を補強することを目的としている。したがって、「日本の治安維持」という名分を達成するためには軍事色を払拭しなければならず、そこでマッカー

サー元帥によって公職追放中の元軍人は採用しない決定がなされ、結果的に、警察予備隊は、旧軍属を排除した組織構成となっていた（増田2004:26）。また、警察予備隊の創設に深く関わった吉田茂も、経済的な負担や占領政策下にあるなど、世情が追いついていない（大嶽2005:33）ことを理由に再軍備に慎重な立場にあったため、「警察予備隊」組織は、旧内務官僚である増原恵吉によって作り上げられている。しかし、警察予備隊の体制が整い教育が進むにつれて、期待された訓練にまで達していないなどの混乱が露呈されたことに加え、ソ連の日本上陸に対する懸念から指揮命令系統の整備が急務となり、旧軍人の公職追放の解除が行われると、1951（昭和26）年8月には旧軍の佐官クラスの将校が警察予備隊へと着任している（増田2004:18）。軍属の復帰は非軍事化路線と対立するが、警察予備隊の設置の背景に、実は占領政策終結後の日本の防衛構想とすべき目論見が隠されていたことに着目すれば、国内の動乱のみに対応する組織ではないことは見逃すことはできない。

1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効されると、日本は独立国として主権が回復し、自主自営による国家運営が可能となった一方で、依然として朝鮮戦争の驚異にさらされ、戦況によっては直接侵略の懸念があるなど、国土防衛の継続は必要な状況にあった。しかし、警察予備隊はポツダム命令の一つとして創設されていたため、講和条約締結後はその根拠を失うこととなる。そこで日本は、国家の独立と安全を確保するために1952（昭和27）年「保安庁」を設置し、警察予備隊を「保安隊」へと改編することで防衛力の維持に努めている。ただし、警察予備隊の目的が「警察の警察力を補う」（警察予備隊令第1条）と明瞭であるのに対して、保安庁は「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護すること、および「海上における警備救難」を司る事務を行う（保安庁法第3条3）と解釈に幅を持たせた記述となっている。これは、保安隊の本音が、より現実味を帯びた極東有事、特に本土侵

略への対応にあるものの、戦争の記憶が残る国民に対して「再軍備」の承認を講じるための世論を形成する時間的余裕がなかったことにある（大嶽2005:144）。この曖昧な二重的な政策展開が、現在まで続く「自衛隊の憲法問題」を引き起こし、結果的に複雑な影響を与えたことは否定できない。

それでも「再装備」へと傾いた背景には、大きく二つの側面を挙げることができる。一つは、直接侵略の可能性が否定出来ない東西冷戦の状況を踏まえ、「国土防衛と国内治安の維持」という現実的側面に対応しなければならなかったこと。もう一つは、軍事的組織を引き受けることで独立を果たそうとした政治的判断があったことである。これは、長く占領政策が続くことによって日本人の独立心に陰りが起こりうることを危惧した当時の首相である吉田茂が、保安隊の創設と引き替えに講和条約を結ぶことを第一義としたことにある（大嶽2005:89）。つまり保安隊とは、迫り来る戦争の脅威と本土侵略から日本を守るため、またなによりも「日本人としての誇り」を取り戻すための組織であったといえよう。

1953（昭和28）年7月27日に朝鮮戦争は休戦したが、直接侵略の危険性が解消したわけではなく、むしろ東西冷戦の激変に備えて、国土防衛をさらに強化する必要に迫られることになる。例えば1952（昭和27）年1月に大韓民国は、一方的に提唱した「李承晩ライン」によって竹島を不法に占拠し、強行的に日本漁船の拿捕を行うなど領土侵害を繰り返し、アジア諸国の情勢不安を煽る行動に出ている。

戦後10年も過ぎないうちに周辺国からの干渉が激化するなど、日本が交戦権を放棄したにも関わらず（逆に放棄したからこそかもしれないが）、隣国から容喙される状態を引き起こしてしまっている。このことに対して、日本は国土の防衛と国家の安全保障を遂行するため、保安庁よりもさらに強固な防衛組織を形成する必要に迫られることになる。そこで1954（昭和29）年3月に調印された「日米相互防衛援助協定（MSA協定）」に

基づいて、「自国の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人力、資源、施設及び一般的経済条件の許す限り自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適当な措置を執る」（同協定第8条）こととなり、同年6月に「自衛隊法」および「防衛庁設置法」を制定し、翌7月に防衛庁が発足したことに伴い、ここに日本の国防組織である「自衛隊」が誕生したのである。

以来、自衛隊は日本を守る砦として現在に至っているが、世界情勢の不安定が増す昨今において、自衛隊に求められている役割は、ますます重要となっている。そこで、日本は2015（平成27）年9月に「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」の2法を可決し、もって国際平和の実現と安定および秩序維持に積極的に寄与する地位を占めるに至っている。

以上、一連の流れを敷衍したことで明らかになったように、自衛隊は侵略を目的とした軍事的組織などでは決してなく、無論、暴力装置でもない。むしろ、自国の防衛と国民生活の安定の実現の観点から構成された組織であることを今一度確認すれば、自衛隊が担う機能を強化することで、国民の生活はより安全に、より確かになるといえるだろう。

国際社会における防衛力の位置づけ

科学技術の進展を受け、情報網や交通網が高度に発達した現代社会では、「地球規模」で物事を捉えるセンスが求められるようになっていく。自国の利益ばかりを優先すれば利害を根にした衝突が起こるだけであり、恒久平和は訪れない。複雑化している国際情勢にあるからこそ、各国が対話を通して信頼しあえる関係を築き、国際社会を構成している一員であるという自覚を持つことが重要であるといえよう。そしてまた、そのことによってしか、地球上で生活をしているすべ

ての人間が豊かに暮らせる社会を実現することはできない。

大東亜戦争の敗戦を受けて制定された日本国憲法の前文では、国際平和に対する日本国の取るべき態度、すなわち「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」ていることを表明し、続けて「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と宣言している。

だから日本国憲法第9条において、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」したのであって、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認め」ていないのである。

ところが、日本国民の想いとは異なり、民族紛争をはじめとして、地球上には未だ戦渦に苛まされている国家があるのも事実である。また経済のグローバル化によって、地球規模での格差が広がり、抑圧された生活を余儀なく強いられている国家があり国民がいる。さらには、富を搾取し圧制する政府があり、身勝手な理屈を主張して国際社会の秩序を乱す国家がある。この地球上に存在する諸国民のうち、平和を愛さず、公正と信義に欠ける国家がある限り、国際紛争を解決する手段としての武力は永久に放棄したとしても、日本国を守ることは決して疎かにしてはならない。

この意味では、軍隊を持たない日本は、他国から侵略される危険性に常にさらされているのだから、国防の砦である自衛隊に対する期待は少なくないはずである。

だが、日本国憲法第9条において交戦権を否認している日本国は、自衛のための武力行使が限度であり、武力の行使の「新三要件」にもとづく自衛権の発動では、他国からの侵略行為に対しては「本土決戦」とならざ

る危険性が非常に高い。このことは、裏を返せば国民の生活そのものに大きな不安と悪影響を与えることを意味しており、有事における「国民の保護」は大きな課題となってくる。従って、国民の生活被害を最小限にとどめることは重要な課題であり、現在の国際情勢を鑑みれば、日本の防衛構想には、国家侵略に対する防衛活動の強化に加え、国民の生活機能の回復に資する機能を組み込んで再構成する必要がある。

国家間の関係と国際平和

ところで、守る対象である「国家」とは、具体的には何を指しているのだろうか。国際連合には193カ国(2017年1月現在)が加盟しているが、国家間が積み重ねてきた歴史や心情的な側面などによって、一方、あるいは双方が、対する組織体を「国家」として認めていないことがあるなど、「国家」とは必ずしも一義的ではない。そのため、両国間における関係の善し悪しや、政治的な思惑によらない国家像を明らかにしておかなければ、他国に対する恣意的な行動を許容してしまうことになりかねない。そこで本論では、法律学的、あるいは社会学的な観点から国家の根拠を示したゲオルク・イェリネックの「領土、国民および統治者」(1974:144)の三要素によって構成された組織体を「国家」として取り扱うことにする。また、国家が集合することによって形成された社会が、国際社会であると考えられる。

だから、もしある国家の領土が、不法な手段によって侵犯されたとしたら、それは国家存亡の危機であり、また国際社会の秩序が崩壊の危機に瀕していることになる。そのため、自国の三要素を守ると同時に、他国の三要素を尊重するための取り組みは、国家にとって重要な責務であるといえよう。

国際社会における安全保障

警察予備隊創設以来、日本の防衛体制のあり方に関しては、日本国憲法9条との絡みから、肯定否定の両側面からの意見が見受けられる(鈴木2012:吉川2011:

關野2008：箕輪2004)が、もとより自衛隊は、国際連合憲章第51条で規定されている「自衛権」を行使するための国家機関である。したがって、日本国が自衛権を有するのは明白であり、また、筒井が「戦時国際法」の観点から、日本国は「自衛権は放棄していない」との解釈を示している(2005:223)ように、日本にとって防衛力の安定的確保は重要な国策であるといえる。そして国際社会に対して日本が果たすべき役割を遂行するには、防衛政策についての議論を避けて通ることはできない。

日本の防衛政策は、1957(昭和32)年に国会会議と閣議で決定された「国防の基本方針」に長く基礎を置いていた。しかし、現在の国際情勢は複雑怪奇となり、国際的には平和秩序の実現を目指す行動力と、国内的には日本国民の安全を確保し維持するための防衛力の拡充が急務となったことから、これに代わる防衛政策の最高指針として、2013(平成25)年末に閣議決定された「国家安全保障戦略」に基づいて、現在の防衛政策は実施されている。

「国家安全保障戦略」では、現在までの歩みから日本は「平和国家」であることを自認した上で、「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している」現実に対し、「国際協調主義の観点から」安全保障環境の確保に積極的に取り組むことが不可欠であるとしている。

これまでの「国防の基本方針」が「直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ること」、すなわち自国防衛を目的としていたのに対して、「国家安全保障戦略」では、「我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすこと」、つまり国際的な視野に基づいた国防政策が必要であることを主張している。

かつて日本が江戸時代に行った鎖国政策のように、

他の国家からの援助や干渉の可能性がなく、また自己完結的な政治体制にある国家であれば、自国のことだけに専念することは可能であったろう。しかし、グローバル化が進む国際社会には、安定した国家と脆弱国家とが混在し、世界的な規模で格差が拡大している。脆弱国家の多くが内戦状態にあったりテロリストの温床となったりしているなど、無政府の状態にある。このような国際情勢にあっては平和を地球規模で捉えることが重要であり、自国民に最低限度の生活を保障することは出来ないような国家に対して、他の国家が援助することを通して自主独立を促すことは、人道的な観点からしても不可欠といえる。

いふならば自衛政策とは、自国の平和と安全の確保のみならず、国際秩序を保つために侵略の芽を摘む取り組みと同時に、地球市民の観点に立って国民生活の安全を保障するための取り組みについて検討することであるといえるだろう。

防衛活動と生活安定

第二次世界大戦終結以降、全世界的な規模の戦争は影を潜めているが、世界中の各地で未だに内戦や紛争が勃発している。中東諸国をはじめとする開発途上国の中には、東西冷戦によって抑制されていた紛争や内戦が、その終結によって活発化するなど世界危機は深刻化している。特に近年では対テロ戦争が泥沼化を見せるなど、今なお多くの戦争被害者達を生み出している。

国際紛争を武力行使によって解決することは決して望ましいことではない。しかし、この世界危機に対して、いずれの国家も対岸の火事として傍観することは許されない。日本国においては、「国家安全保障戦略」において積極的平和主義を掲げる以上、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に取り組まなければならない。

現在の日本は、武力攻撃等の事態が勃発した場合に備えて、国民の保護を的確かつ迅速に実施することを

目的として、2004（平成16）年に制定した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）」に国民保護等派遣を定めているが、これは同年に自衛隊法の一部を改正して新たに加わった自衛隊の行動類型である。

この法律に定める国民保護等派遣で自衛隊に求められている責務は、武力攻撃事態等の有事が生じた場合に次の措置を執ることである。

- ① 住民の避難に関する措置
- ② 避難住民等の救援に関する措置
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 国民生活の安定に関する措置

これらの行動は、国家の責務として当然であり、また、武力攻撃等を含む非常事態に陥っても国民の生活を保護し確保することが可能となる。そしてこのことによって国民の生活が再建され、国力が回復する。ただし、常備自衛官のみによる国民保護の遂行は、防衛力の割譲を招きかねない。そこで、自衛隊法第七十条で、国民保護等派遣においては、特に必要があると認めるときには常備自衛官に加え、予備自衛官を派遣することについて定めている。

予備自衛官制度について

予備自衛官制度とは防衛力の充実を図ることを目的に、1954（昭和29）年7月の自衛隊発足時¹⁾に創設された制度である。平時は社会人や学生として生活する者が、有事の際は自衛官として招集される、いわば非常勤の自衛官である。

予備自衛官を志願する者の状況によって、「即応予備自衛官」「予備自衛官」「予備自衛官補」の三区別があるが、このうち実際に防衛活動に従事するのは、「即応予備自衛官」および「予備自衛官」である。「予備自衛官補」とは、予備自衛官に任官するための教育訓練の段階である。それぞれの制度の概要を示すと下の通

りとなる。

- ① 即応予備自衛官：陸上自衛隊における制度であり、有事の際、常備自衛官と共に第一線の隊員として即応的に対応できる予備（役）の自衛官として任官される者である。採用対象者は、1年以上自衛官として任官した者で、退職後1年未満の元自衛官、もしくは1年以上自衛官として任官した予備自衛官である。
- ② 予備自衛官：陸上、海上、航空の各自衛隊における制度であり、常備自衛官が防衛出動した際に、駐屯地の警備や防衛活動の補完、被災民の救護や誘導などに従事する等、後方支援がその任務である。採用対象者は、1年以上自衛官として勤務した者、もしくは、予備自衛官補として採用され、必要な教育訓練を全て修了した者である。
- ③ 予備自衛官補：自衛官の勤務歴がない者を予備自衛官補として採用し、必要な教育訓練を実施した後、予備自衛官に任官する制度である。募集の区分は「一般」と「技能」がある。

予備自衛官補の採用については、自衛隊法施行規則第二十七条の二に、また選考の基準は、同施行規則第二十三条第3項に定められているが、具体的には、予備自衛官補募集要項に基づき、「一般公募」と「技能公募」の二種類からなる。「一般公募」は、日本国籍を有し、かつ自衛隊法第38条第1項の規程に該当しない者が応募の対象である。3年以内に50日の招集教育訓練を経て予備自衛官として任官される。また、「技能公募」は、特別な技能を持つ者が応募対象であり、2年以内に10日間の招集教育訓練を経て予備自衛官として任官される。いずれの公募出身であっても、予備自衛官に任官されると、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集の各命令によって招集され、常備自衛官の後方支援を任務とするが、技能公募出身の予備自衛官は、その有する能力に基づいた活動に従事することが期待

されている。その技術区分の詳細については「予備自衛官補の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第 23-7号）」第3条に定める別紙第1に示されている。

これによると現在の技術区分は「衛生」「語学」「整備」「情報処理」「通信」「電気」「建設」「放射線管理」「法務」の9つの分野が設けられている。それぞれの技術区分に必要な国家資格等は別に定められているが、常備自衛官の活動を専門的能力に基づいて補完することを主たる目的として設けられているため、いずれも国民の生活支援に該当する技術区分とはいえない。

これまで、有事の際、国力の回復という観点から自衛隊による国民の生活を再建することは必須であるのは、繰り返し述べてきた。つまり現在の技術区分に加え、生活の再建や支援を専門とする能力を備えた資格取得

者に門戸を広げることで、防衛力のさらなる強化に資するといえるだろう。

おわりに

「国家を守る」という自国民の責務を果たすために自衛隊は存在していること、また、有事の際に翻弄される国民の生活を整え守ることも、自衛隊の使命であることを確認してきた。

だが、常備自衛官の主たる任務は、「我が国を防衛すること」であり、「公共の秩序の維持」は必要に応じてあたるものにすぎない。したがって、常備自衛官による「国民の生活再建」は自ずと限界が生じる。

そこで、国民生活を守ることを専門としている国家資格取得者が、自衛官に任官される仕組みを構築することは、有効かつ効果的であるといえよう。

引用文献・参考文献・註

葛原和三（2006）「朝鮮戦争と警察予備隊」防衛研究所紀要第8号第3号.

厚生労働省（2014）「結果の概要」『平成26年（2014）人口動態統計（確定数）の概況』（http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei14/dl/02_kek.pdf, 2015. 10. 13）

鈴木英輔（2012）「戦後政治の終焉へ：憲法第9条の改正の動き」『総合政策研究』（関西学院大学総合政策学部研究会）41号, 45-68.

關野康治（2008）「憲法9条と武力の行使」『新島学園短期大学紀要』28号, 43-70.

田中伸尚（2005）「憲法九条の戦後史」岩波新書.

内閣府（2015）「高齢社会白書＜平成27年版＞」日経印刷

日本社会福祉士会（2012）「東日本大震災 災害支援活動の記録 -2011.3～2012.3（全体版）」(https://www.jacsw.or.jp/15_TopLinks/SaigaiFaisaku/kiroku/, 2015. 10. 13)

増田弘（2004）「自衛隊の誕生」中公新書.

箕輪登（2004）「自衛隊イラク派遣反対訴訟の意志」『保団連』（全国保険医団体連合会）830号, 8-12.

吉川智（2011）「日本国憲法第九条解釈の特殊性：自衛隊に関する学界・政府および国民意識の検証」『法政論叢』（日本法政学会）48巻1号, 227-237.

注

1) 海上自衛隊は1970年創設。航空自衛隊は、1986年。また予備自衛官補は2002年。なお、予備自衛官補は、陸上自衛隊に限る。即ち予備自衛官は、1997年。